

感染症法に基づく医療機関等との協定締結について

(1) 経緯

今般の新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、令和4年12月の感染症法改正により、平時に予め都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症※発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供する仕組み等が法定化

※新興感染症：国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新たな感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症）

(2) 協定の種類 [] 内は協定締結する相手方を記載

①医療措置協定 [医療機関] 〈法第36条の3〉	感染症対応のうち、①病床、②発熱外来、③自宅療養者等への医療の提供、 ④後方支援、⑤人材派遣のいずれか1種類以上について協定を締結 ※⑤人材派遣は、DMAT・DPAT及び災害支援ナースの派遣に関する協定(医療法第30条の12の6)に関する協議とあわせて実施
②検査等措置協定 [医療機関,民間事業者] 〈法第36条の6〉	感染症対応のうち、検査、宿泊施設の確保、その他の必要な措置に関し 協定を締結

協定書 (イメージ)

病床の確保

発熱外来
※検査の実施能力も記載
(検査措置協定を兼ねる)

自宅療養者への医療提供

後方支援

医療人材派遣

個人防護具の備蓄

※各医療機関の実情に応じて、
ご協力いただける内容を選択

(3) 公的医療機関等の義務と協定締結との関係

- ✓ 県は、**公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院**の管理者に対し、新興感染症発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきものを通知し、**公的医療機関等は、当該通知に基づく措置を感染症発生・まん延時に講じることが義務化**（医療提供義務）**〈法第36条の2〉**
- ✓ 医療措置協定の**協議結果を踏まえて、医療提供義務として通知する**（併せて協定も締結する）

公的医療機関等

国立 奈良医療センター、やまと精神医療センター、大和郡山病院

公立 奈良県立医科大学附属病院、奈良県総合医療センター、奈良県西和医療センター、南奈良総合医療センター、吉野病院、五条病院、奈良県総合リハビリテーションセンター、市立奈良病院、宇陀市立病院、生駒市立病院、大和高田市立病院、国保中央病院

公的 済生会奈良病院、済生会中和病院、済生会御所病院

(ほか)

地域医療支援病院 奈良県総合医療センター、奈良県西和医療センター、南奈良総合医療センター、市立奈良病院、済生会中和病院、近畿大学奈良病院

特定機能病院 奈良県立医科大学附属病院

感染症法に基づく医療機関等との協定締結の概要について

(4) 主な数値目標 (感染症予防計画より抜粋)

協定を締結することにより、**新型コロナ対応と同規模**の医療提供体制等を目指す

項目	区分	流行初期 ※1	流行初期以降 ※2	
①病床	各協定締結医療機関(入院)における確保可能病床数	368 床	566 床	
	重症者病床	27 床	36 床	
②発熱外来	各協定締結医療機関(発熱外来)の機関数	237機関	252機関	
③自宅療養者等への医療の提供	自宅・宿泊施設・高齢者施設等における療養者等に医療を提供する機関数	—	557機関	
	機関種別	病院	—	23機関
		診療所	—	227機関
		訪問看護事業所	—	33機関
		薬局	—	274か所

※1 流行初期：厚生労働大臣が新興感染症の公表を行ってから3ヶ月程度

※2 流行初期以降：厚生労働大臣による公表が行われてから6ヶ月以内

(5) 医療措置に要する費用負担

- ✓ 協定に基づく措置に要する費用については、県の予算の範囲内において、県が医療機関等に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新興感染症が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定める**〈法第58条第10号〉**
- ✓ 感染症の流行初期から、病床確保や発熱外来の感染症対応を行う医療機関に対して、**診療報酬の上乗せや補助制度が充実するまでの一定期間、感染症流行前と同水準の収入を補償する**（流行初期医療確保措置）**〈法第36条の9〉**

[期間] 流行初期 = 厚生労働大臣が新興感染症の公表を行ってから3ヶ月程度を想定

[対象] 医療措置協定に基づく感染症対応のうち、次の**奈良県の基準**※を満たす対応を行う医療機関

※感染症法施行規則第19条の7の各号に定める基準を参酌し、都道府県知事が定める

県基準	①病床	県立系	30床以上
		公立・公的(県立系除く)	(300床以上)12床以上、(300床未満)8床以上、(精神科)4床以上
		民間	8床以上、(精神科)4床以上
	②発熱外来	病院	15人以上/日
		診療所	5人以上/日